

売買契約書（自動車）

夕張市（以下「甲」という。）を売り主とし、（以下「乙」という。）
（以下「乙」という。）を買い主とし、物件の売買について次の通り契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約保証金）

第2条 乙は本契約を締結するに当たり、契約保証金（入札保証金を充当）を納付しなければならない。

（売買物件）

第3条 売買物件の名称及び数量は、次の通りとする。

- （1）種別
- （2）車名
- （3）車体番号
- （4）排気量
- （5）数量 1台

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第4条 乙は、これに必要な書類等をあらかじめ甲に提出するものとする。

2 前項の規定による所有権移転手続きは乙が行うものとし、移転に要する一切の費用は乙の負担とする。

（所有権に移転及び物品の引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第6条の売買代金を納付し、第4条の所有権移転手続きが完了したときに乙に移転する。

（売買代金）

第6条 売買代金は、金 円（消費税を含む）とする。

（売買代金の納入方法及び時期）

第7条 乙は前条に定める代金を、平成 年 月 日（ ）までに、指定する取扱金融機関で納付書を持って納入するものとする。

（危険負担及び瑕疵担保責任）

第8条 乙が売買代金の納付後、甲は善良な管理者の注意を持って引き渡し

場所において保管するが、甲の責めに帰さない事由（地震・洪水等の天変地異や放火等）による物件の滅失・隠損および引き渡し後発見された瑕疵については、原則としてその責任を負わないものとする。

（違約金）

第 9 条 乙は前条までの定める義務に違反した場合には、売買代金の 3 割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第 10 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

（契約の解除）

第 11 条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、契約を解除することができる
この場合、乙が納付した入札保証金（落札後契約保証金に充当）は、甲に帰属するものとする。

（疑義の解除）

第 12 条 この契約の実施に関し、甲乙感じ疑義のあるときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 夕張市本町 4 丁目
氏名 夕張市長 藤倉 肇 印

乙 住所
氏名